

知って
いますか？

自転車ルール

交通ルールや交通マナーを守り、正しく安全に自転車を利用しましょう。

夜間はライト点灯

ヘルメットを着用

自転車は車道が原則
歩道は例外

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で
車道寄りを徐行

令和4年10月1日から「熊本市 自転車安全利用条例※1」改正により
自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されます。

※1 正式名称「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」

ヘルメットの着用の有無で、致死率に約3倍の開きがあります。重大事故にならないよう、交通ルールを守ると共に、ヘルメットも着用しましょう。

なお、道路交通法の改正の中で、現在ヘルメット着用の努力義務化も検討されています。

令和3年10月1日から「熊本県 自転車安全利用条例※2」改正により
自転車保険の加入が義務化されています。

※2 正式名称「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

まずは、自分が保険に加入しているか確認しましょう。更新も忘れずに！

ルールを守って
自転車を楽しもう！



○自転車に関するお問い合わせ
熊本市自転車利用推進課
電話096-328-2259



熊本市内で
自転車を利用する
皆さんへ

「熊本県自転車安全利用条例」と
「熊本市自転車安全利用条例」では、
自転車を利用する際に
次のことが規定されています。

※熊本市条例の一部の規定は、
R4.10.1から施行されます。

自転車利用者の責務（概要）

【安全利用に関すること】

《市条例第5条》 道路交通法その他の法令を遵守する等により自転車の安全利用に努めなければならない。

《市条例第5条》 公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

《市条例第5条》 利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

《県条例第5条》 歩道での通行の仕方の励行

- (1) 可能な限り車道の左側に設置されている歩道を通行すること。
- (2) 歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
- (3) 他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。

《県条例第5条》 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。

《県条例第5条》 利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

《市条例第5条》 次の実施に努めるものとする。

- (1) 乗車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 前照灯、尾灯又は後方反射器材に加え、両側面方向への反射器材を装備すること。

《市条例第5条》 市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

【自転車保険等に関すること】

《県条例第11条》 自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。

《県条例第11条》 自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。

【放置自転車に関すること】

《市条例第20条》 放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

通勤や公務でも、ヘルメットの着用をお願いします。

